

建設業従事者のアスベスト被害に対して早期救済・解決を求める意見書

国内の建設現場では、建設資材などにアスベストが多く使用され、国も建築基準法などでアスベストの使用を推進したことにより、多くの建設業従事者に健康被害が広がった。

建設業界の重層下請構造により、建設業従事者は多くの現場に従事することから、労災認定には困難が伴い、製造業で支給されているような企業独自の上乘せ補償もない。

国は石綿健康被害救済法を成立させたが、その内容は不十分なものであり、抜本的な改正が求められている。

よって、国は建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済措置の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期解決を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

三浦市議会議長 岩野匡史

意見書提出先

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣